

広島市条例第23号

令和8年3月27日

広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例（昭和27年広島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「とき」の右に「及び広島市医師会運営・安芸市民病院介護医療院（以下「安芸市民病院介護医療院」という。）において介護医療院サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）その他の業務を行うとき」を加える。

第2条第1項第1号中「6,600円」を「8,900円」に改め、同項第2号ア中「1,350円」を「3,010円」に改め、同号イ中「4,070円」を「6,030円」に改め、同号ウ中「370円」を「1,540円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 安芸市民病院介護医療院の使用料及び手数料の額は、次のとおりとす

る。

(1) 使用料

介護保険法第48条第2項の費用の算定の例により算定した額

(2) 手数料

証明書料 1通につき 1,540円

第5条中「安芸市民病院」の右に「及び安芸市民病院介護医療院」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号アの改正規定、同号イの改正規定及び同号ウの改正規定並びに附則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の特別病室の使用に係る特別病室差額使用料については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に請求のあった広島市医師会運営・安芸市民病院における診断書又は証明書の作成に係る手数料については、なお従前の例による。